

大台町議会基本条例の検証(令和元年度)による検討課題結果

大台町基本条例		検討課題	今後の対応
第4条 (議会の活動原則)	○議会は、ホームページを利用して、会議の日時、議案等を事前に公表する。	議案の簡単な説明をホームページに掲載すべきである。	議案の簡単な説明ができないか、議会事務局と執行部に依頼する。 <u>令和2年8月5日の臨時会から実施。</u>
	○議会はこの条例の実効性の確保のため、1年1回以上、全員協議会において議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する。	議会報告会については実施方法を工夫し、参加者の増員や、多くの方の意見を聞けるようにする必要がある。	議会報告会のあり方や、議会活動の見直しなどを進めており、今後の議会報告会で報告する。 <u>議会報告会についてはテーマを決めて、町民の方が意見を述べやすくした。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</u> <u>また、元年度に予算決算常任委員会を設置し、予算決算審査を充実させた。</u>
第5条 (議員の活動原則)	○議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。	自由討議の方法を調査し、積極的に活用するべきである。	全員協議会や常任委員会で自由討議を積極的に取り入れていくように努める。
第6条 (町民参加及び町民との連携)	○議会は、議会の活動に関する情報の公開を徹底し、説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。	説明の仕方に工夫が必要である。	ホームページや会議資料の公開等を行っているが、町民の意見を聞く方法等について検討すべきである。 <u>令和2年12月3日の全員協議会で協議し、引き続き検討することとした。</u>
	○議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等全ての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち続ける事ができるような運営をする。	全ての会議は原則公開しているが、本会議以外の委員会等の傍聴が多くなるように考える必要がある。	防災行政無線や文字放送での周知を継続して行う。議員個々による傍聴の声かけをする。
	○議会は、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的及び政策的識見等を議会の討議に反映させる。	制度が活用されていない。	参考人制度、公聴会制度が難しければ、常任委員会で町民等から意見を聞く場を設けるなどの運用を考える。
	○議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような連携を目指して、政策提案の拡大を図る。	出前懇談会を積極的に周知する努力が求められる。	出前懇談会を積極的にPRする。議会側から団体等に意見交換を働きかける。 <u>*出前懇談会の申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。</u>
	○議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告と意見聴取会を1年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。	議会報告会をもっと有意義なものとするために、やり方を検討すべきである。	令和2年度はテーマを決めて行う。 <u>令和2年度は、テーマを決めて実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、「広報おだい10月号」でテーマに対する意見を募集し、所管の委員会で対応することとした。(1件あった)</u>
第7条(町長等と議会及び議員の関係)	○議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる。	執行部に反論権を与えることで緊張感が生まれ、より論点や焦点を明確にした深い議論ができるため導入を検討する必要がある。	反論権の導入については議員間で十分議論する。 <u>全員協議会で3回にわたって協議したが、時期尚早となった。</u> <u>基本条例第7条の解説欄に、「(反問権は)質問の趣旨を問い質す範囲とする。」旨を追記する。</u>
第9条 (予算及び決算における政策説明資料の作成と質疑の原則通告制)	○町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める。	行政評価と事務事業評価についての、説明資料提出の要請が必要。	執行部の説明資料は、以前と比べて改善されてきたが、大台町議会基本条例の内容について、十分理解していただくよう、執行部に文書で申し入れる。 <u>令和2年9月2日に町長に申し入れた。</u>
第10条 (議決事件の拡大)	○議会は、町政における重要な計画等を決定するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。ただし、軽微な変更を除く。 (1) 大台町総合計画基本構想及び基本計画を制定、変更又は廃止すること。 (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)に定める定住自立圏形成協定を締結すること並びに同協定の変更及び廃止することについて当該協定の締結相手に通告すること。	議会議決すべき事件について協議すべきである。	議決事件の追加については、全員協議会等の場で、議員から申し出るなどして、協議を行う。 <u>令和3年2月15日の全員協議会で協議し、必要があればその都度、検討することとした。</u>
第15条 (議会広報の充実)	○議会は、情報通信技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つ議会広報活動を行う。	議会広報の発行や議会広報活動について検討すべきである。	議会広報の発行については、当面、各議員が広報誌を発行することで対応する。「広報おだい」への議会報告については、紙面の都合もあり難しいが掲載内容について協議する。 <u>令和2年12月3日の全員協議会で協議し、引き続き検討することとした。</u>